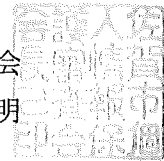


答申第146号
平成31年4月26日

佐賀市長 秀島敏行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第10条第2号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第10条第2号の規定に基づき、平成31年4月17日付け佐市企政第24号により諮問がありました「市民等から提出される申請書（資格の得失、許認可等）等に係る個人情報の電子計算機の結合について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

新たな個人情報の電子計算機結合を行う場合、今回の諮問内容と同じ分野であれば、その内容を本審査会へ報告することとし、異なる分野であれば、本審査会へ諮問を行うこと。